

生涯 *gaku-yu* 学遊

かわら版

第11号
平成20年12月

発行
ひたちなか市
教育委員会
生涯学習課
☎ 029-273-0111
内線 / 335・336

ふるさとの歴史を知ろう

10月29日(水)、「甲斐武田氏発祥の地は勝田説」を最初に発表した志田諄一先生(茨城キリスト教大学名誉教授)を講師に迎え「ふるさと発見歴史講演会」がワークプラザ勝田で開催されました。

「甲斐武田氏をめぐって

～武田氏発祥から現代につながる歴史～



熱弁をふるう志田諄一先生

今では、ひたちなか市武田地区が甲斐武田氏発祥の地として知られておりますが、甲斐武田氏の地元山梨県では、「武田氏は甲斐の出」ということが、長い間、定説となっていました。しかし、昭和52年3月に、当時茨城キリスト教大学教授の志田先生が、「初期の佐竹氏をめぐって」という新説を発表し、当市が武田氏の発祥の地として大きな波紋が広がり、現在はこの説が定説となっています。

平安時代の末期、源義家の弟「義光」は、常陸国へ進出を図り、長男「義業」を久慈郡佐竹郷(現在の常陸太田市)に、三男「義清」を那賀郡武田郷(現在のひたちなか市)に土着

させました。義業の子「昌義」は中世・戦国期に常陸国に君臨した佐竹氏の祖となり、義清は地名を取って武田を名字とし、武田氏の始祖となりました。義清とその子「清光」は、武田郷周辺の豪族と勢力を争っていましたが、その行き過ぎた行為を朝廷に訴えられ、甲斐国に配流されました。新天地で義清親子は甲斐武田氏の発展の基礎を築き、その17代目が武田信玄となりました。

志田先生は、甲斐武田氏発祥の経緯などについて詳しく説明され、また、信玄の六男「信清」は、姉を頼って米沢の上杉家に仕え、その末裔が現在水戸市に居住しているなど、中世から現代まで連綿とつながる歴史について、わかりやすくお話してくださいました。

参加者からは、「志田先生から直に武田氏のお話を聞くことができとても良かった。」「故郷の武田氏について十分知ることができて大変勉強になった。」「具体的な説明があり昭和50年代からの経緯がよく分かった。」などの感想が寄せられました。

毎月第1土曜日はひたちなか市教育の日です。

あたたかい家庭をめざして あかるい地域をめざして たのしい学校をめざして

ワークショップ「ユニバーサルデザイン」ってなんだろう？

8月27日(水)、ひたちなか市勤労者福祉サービスセンター主催の「わくわく体験事業第1弾」として日立グループのボランティア社員のご協力による小学3年生から6年生を対象としたワークショップが開かれました。

グループに分かれ、それぞれの自己紹介の後、ボランティアの方からユニバーサルデザインについての基礎的な知識を学びました。牛乳パックの刻みや、シャンプー、リンスについている目印など、ちょっとした工夫で多くの人が使いやすく便利になるような取り組みがいろいろなところで行われていることを知りました。

そして、いよいよグループごとに作戦会議です。今日の使命は「ユニバーサルデザインのテレビのリモコンを考える」です。どんな工夫をするか、いろんな意見を出し合いまとめました。手に力のない人でも扱いやすい滑り止めつきのリモコン、番組を聴くと音声で答えてくれるリモコンなどアイデア一杯の作品が発表されました。

ワークショップの後半には視覚障害者の高橋さんから、どんなことで不便を感じているのかというお話や、今楽しんでいるブラインドサッカーの紹介を通じて、声を掛け合うことの大切さを学ぶことができました。

夏休みの最後の週、いろいろな立場の人々への思いやりをどうやって形にするのかを考える有意義な一日となりました。



こんなテレビリモコンはどうか？

● ボランティアの方のお話 ●

「ユニバーサルデザイン」は全ての人暮らしやすい社会を創っていく、実現するための製品づくりやサービスを考えていこうという考え方です。人はみな等しくオンリーワンの存在で、大人も子どもも誰もが時と場合によって制限をもって暮らしています。オンリーワンがいきいきと輝く社会実現のために、未来のために知恵をしぼろう、他者への思いやりを形にして行動しよう！と伝える活動が私たちのユニバーサルデザイン授業です。身近なユニバーサルデザインと一緒に考えていきましょう。(磯 けい子さん)

人権って何だろう？

「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」(日本国憲法第14条)

21世紀は「人権の世紀」といわれています。今、私たちの周囲には、基本的人権が侵害されている様々な人権問題があります。人権とは、「人が人らしく生きていくために、社会によって認められている権利」であり、誰もが生まれながらにもっている、誰からも侵されることのない基本的権利です。

- 「男のくせに、女のくせに」と思っていないですか。
- 「年寄りだから、子どもだから」と軽く見ていませんか。
- 障害のある人に偏見を抱いていませんか。
- 外国の人たちを差別していませんか。
- 友達をいじめていませんか。
- 職業や社会的身分で人を判断していませんか。
- 心ないうわさ話で誰かを傷つけていませんか。

いずれの問題も、ともに暮らしている人々の人権意識を高めることによって、お互いの人権が守られ、心豊かな明るい社会が築かれていくのです。